お取引先様各位

公的研究費に係る取引について

本学園においては、建設工事、物品購入、貸借及び請負その他の契約に関し、適正に行うことを目的として「学校法人鶴岡学園購入等契約に関する取引停止等取扱内規」を制定しております。

このため、学園指定業者として登録させていただいた貴社に下記により、 不正防止に向けた誓約書を提出していただくこととしております。

とりわけ、科学研究費等の公的研究費を資金に本学の職員が行う研究活動に伴う取引について、以下の内容にご留意いただき誓約書の提出をお願いしております。

誓約書の内容

- ・大学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合が、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・本学の職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(問合せ先)

事務局 財務部管理課

TEL:0123-34-0073 FAX:0123-34-0057